

更なる減量化を目指し有料化の導入を含めた検討について

I. 必要性や効果等について

更なるごみの減量化の推進に向けては、様々な視点でインセンティブ（動機付け）を付与し、新たなシステムづくりを取り入れる必要があります。しかし、各種施策に必要な財源の安定確保や、税収のみでごみ処理経費を負担することから、ごみ排出量の多少に関わらず費用負担に差がないといった不公平感の生じることが懸念されます。

このような中、経済的インセンティブという新たな視点により、発生抑制に直接作用するごみ有料化制度について慎重に議論する必要があります。

また、ごみ有料化の導入ありきではなく、その必要性と目的、効果と課題、ごみ有料化の対象となるごみ範囲、ごみ有料化により得た収入額の使途、市民・事業者・行政とのごみ有料化に対する共通認識など、幅広い検討事項を慎重に議論することが必要です。

◆ごみの有料化で期待される効果（メリット）

排出抑制や再生利用の推進

費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、ごみ排出量の抑制が期待できる。また、可燃ごみと比較して、資源ごみの費用負担を低額または無料にすることで、分別の促進と資源ごみ回収量の増加が期待できる。

公平性の確保

税収のみを財源とするごみ処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とで、サービスに応じた費用負担に明確な差がつかないが、有料化の導入により、排出量に応じた費用負担を求めることができる。

住民や事業者の意識改革

有料化の導入で住民や事業者がごみ処理費用を意識し、ごみ排出にかかる意識改革につながることを期待される。

その他の効果

ごみの排出量抑制により、焼却処分量や最終処分量が減量され、環境負荷及び処理費用の低減が期待できる。また、有料化による収入を集団回収等への助成など、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた施策の充実が期待できる。

◆ごみ有料化による減量効果（先進自治体での調査結果）

有料化を導入された自治体の家庭ごみ排出量が、導入前と比べて導入後（翌年度及び5年目の年度）にどのように変化したかの調査結果です。（調査対象130自治体）

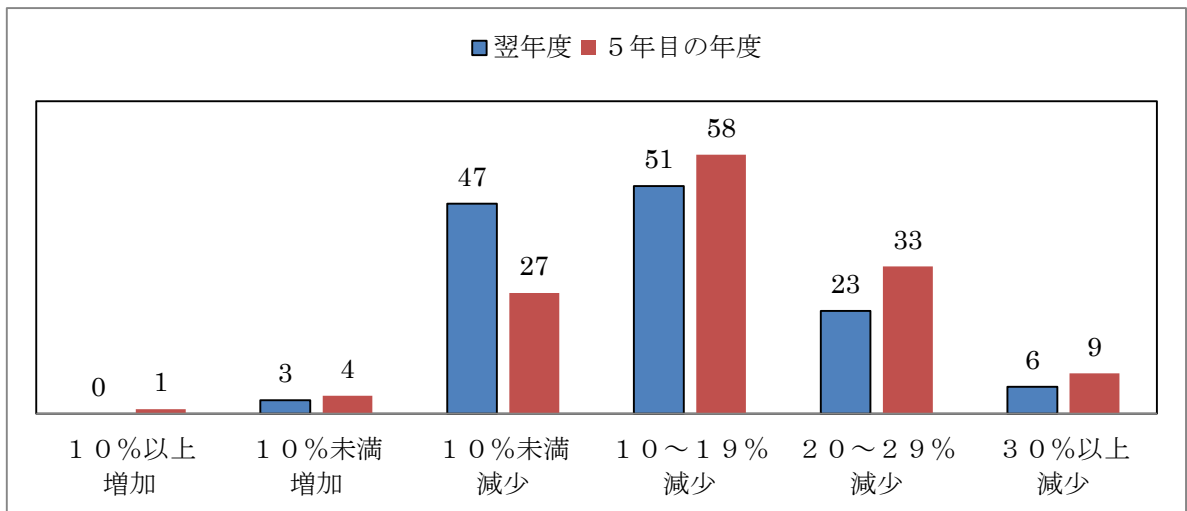
翌年度は、排出量が増加した自治体も僅かにあるものの、98%の自治体で減少しており、早くも有料化の効果が表れています。

また導入5年目においては、さらに減少効果が高まっており、20%以上減少している自治体数が、翌年度調査の結果より、大きく増加していることに注目できます。

以上のことから、有料化はごみ排出量の減量化に大きな効果が期待できます。

《有料化導入後の減量効果》

図-1



（出典：山谷修作氏 HP）

◆ごみ有料化で懸念される課題（デメリット）

ごみ有料化には、ごみの排出抑制や公平性の確保等といった効果がある一方で、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されます。

不法投棄等の増加

有料化による料金支払いを免れるために、空地や道端への不法投棄の増加が懸念されます。また、ごみ少量の場合は、コンビニエンスストアや公園等のごみ箱への投棄、その他野焼きによるごみ処分も想定される。

不適正排出の増加

指定された有料ごみ袋以外の袋による排出や、分別区分によって異なる料金水準とした場合、低額設定のごみに高額設定のごみを混入するといった、不適正な排出が想定される。

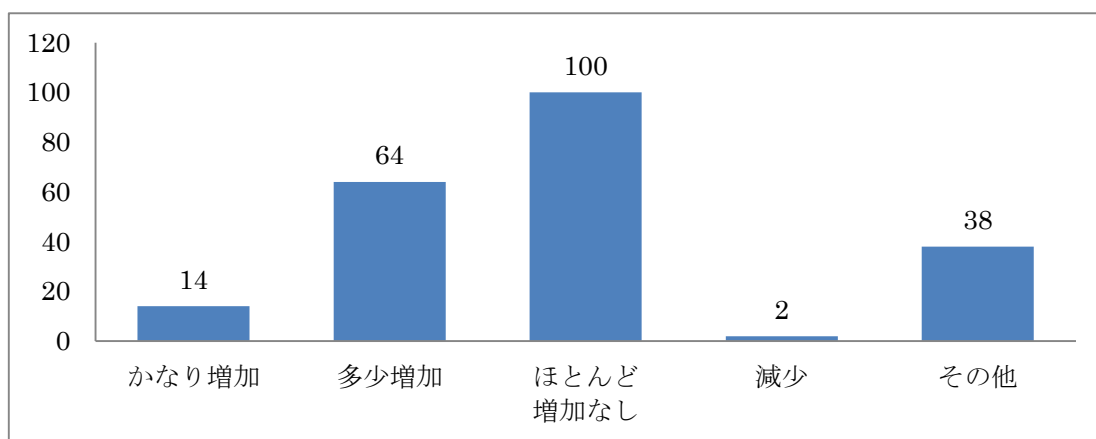
図－２は、平成１７年当時に、有料化を導入されていた自治体における不法投棄の増減状況の調査結果です。

約半数の自治体は、「ほとんど増加なし」との回答ですが、「増加」と回答した自治体も全体の３６％にあたる７８市町村があります。

なお、京都府下で有料化を導入された市への不法投棄の調査では、全ての自治体で、「増加なし」との回答でした。

《家庭ごみ有料化による不法投棄の変化について》

図－２



(出典：一般廃棄物有料化の手引き 環境省)

なお、不法投棄や不適正排出の問題は、有料化を導入していない現在でも発生している問題であり、不法投棄については、パトロールや、警告札の貼り付け、監視カメラの設置等による対策を、また不適正排出については、透明袋の使用を義務つけた上でごみ収集業者が処理できない場合（未分別等）は、理由等を記した収集不可シールをごみ袋に貼り付けて分別の徹底を促しています。

有料化による、これらの課題解決については、様々な情報発信ツールを活用しながらさらに対応を強化を検討していく必要があります。

Ⅱ 有料化の仕組みの検討

有料化を導入するにあたっては、どのような仕組みが最も成果が得られやすいか、また市民にもわかりやすく理解を得られやすいか等、効果的な導入方法等の検討を、進めていく必要があります。

京都府内で可燃ごみを有料化されている9市を対象に調査し、内7市から回答をいただきました。

【京都市・福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・南丹市】

※なお、南丹市については、昭和36年に有料化を導入されており、導入時の詳細な内容は不明でした。

◆有料化の対象とごみの範囲について

ごみの種類には、大きく区分して、可燃ごみ、不燃ごみ、そして粗大ごみの3種類がありますが、どのごみを有料化の対象にするかは、有料化導入の目的によって検討する必要があります。

ごみ減量化が目的であることは明確であるものの、他に何を指すかによって、その対象範囲やそれぞれの料金設定についても検討が必要となります。

資源ごみの回収を促進するならば・・・

資源ごみの回収促進を目的にするならば、可燃ごみを有料にして資源ごみは無料若しくは可燃ごみより低額にすることで、可燃ごみを減らそうとする意識が働き、これまで可燃ごみに含まれていた「雑紙」や「ペットボトル」が分別され、資源ごみとして排出されることが期待できます。

財政負担の軽減を目的にするならば・・・

財政負担の軽減をはかるため財源確保を目的にするならば、全てのごみを一斉に有料化することで、全てのごみからも万遍なく収入を得ることが期待できます。

ただし、その時々のごみの排出量によって、一袋にまとめようとする意識が働けば、分別回収の効果は期待できません。また、不法投棄増加の可能性も高くなることが予想されます。

§ 京都府下の状況

舞鶴市は、可燃ごみだけが有料化されていますが、他の市は全てのごみを有料化されています。(不燃ごみの内、缶・ビン・ペットボトル等の資源系ごみのみを有料化されている市もあります。)

なお、全てのごみを有料化されている市でも、全てを同時に有料化されたのは、宮津市のみで、他の市では、可燃ごみを先行して有料化されている状況です。

また、料金水準についても、全てのごみを有料化されている団体については、不燃ごみや資源ごみを安価に設定されている自治体がほとんどです。

(表-1)

自治体	ごみの種類	有料化の有無	導入の時期
京都市	可燃ごみ	○	平成18年10月
	資源ごみ	○	平成18年10月
	粗大ごみ	○	平成9年10月
福知山市	可燃ごみ	○	平成13年2月
	不燃ごみ	○	平成13年2月
	容器包装	○	平成21年5月
	粗大ごみ	○	平成9年5月
舞鶴市	可燃ごみ	○	平成17年10月
	不燃ごみ	×	無料
	粗大ごみ	×	無料
綾部市	可燃ごみ	○	平成11年5月
	不燃ごみ	○	平成15年9月
	粗大ごみ	○	平成15年9月
宮津市	可燃ごみ	○	平成18年10月
	資源ごみ	○	平成18年10月
	粗大ごみ	○	平成18年10月
京丹後市	可燃ごみ	○	平成16年4月
	不燃ごみ	○	平成22年4月
	粗大ごみ	○	平成16年4月
南丹市	可燃ごみ	○	昭和36年 詳細な時期は不明
	不燃ごみ	○	
	粗大ごみ	○	

《対象品目別にみた有料化導入の状況（全国の状況）》

（表－２）

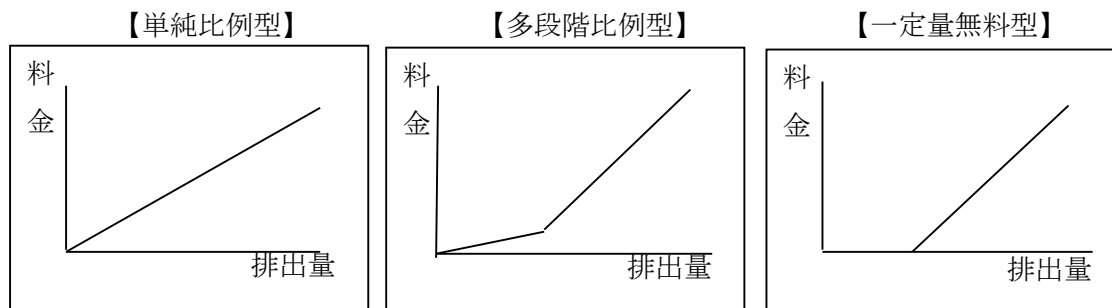
可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	自治体数
○				5 2
○	○			3 7
○	○	○		3 4
○	○		○	2 5 3
○			○	6 3
○	○	○	○	2 5 6
○		○	○	2 2
		○	○	1 6
		○	○	2 4
	○	○	○	4
	○			2
	○		○	1 0
		○		2
			○	1 3 9
市町村計				9 1 4

（出典：一般廃棄物有料化の手引き 環境省）

◆料金体系について

料金体系には、いくつかの方法があり、主なものとしましては、「単純比例型」や「多段階比例型」また「一定量無料型」といった体系があります。

それぞれメリット、デメリットもありますが、平成22年度の実施状況としましては、有料化導入自治体の内、約9割が単純比例型を取り入れられています。



単純比例型

排出量に応じて手数料を負担する方式で、単位ごみ量当たりの料金水準は一定です。

《メリット》

- ・制度が単純でわかりやすい。
- ・排出者毎の排出量を管理する必要がない。

《デメリット》

- ・料金水準が低い場合は、排出抑制につながらない可能性がある。

多段階比例型

排出量に応じて手数料を負担する方式ですが、一定量を超えると、単位ごみ量あたりの料金水準が引き上げられる方式です。

《メリット》

- ・特に排出量が多量である者への排出抑制が期待できる。

《デメリット》

- ・排出者毎の排出量を把握する必要がある。

一定量無料型

一定量までは無料で一定量を超えると超えた排出量に応じて手数料を負担する方式です。

《メリット》

- ・一定の範囲内での排出抑制が期待できる。

《デメリット》

- ・排出者毎の排出量を把握する必要がある。

§ 京都府下の状況

京都府下で回答を得た7市では、全て単純比例型の方法を採用されています。

◆ 指定有料ごみ袋の種類

ごみの排出量は、家庭によって違いがあるため、排出量に応じた費用負担を求めるには、何通りかの大きさの袋とそれに応じた料金水準が必要になります。

一般的に多く普及しているのは45L用ですが、比較的排出量が少ない家庭向けとして、また高齢者の方でも容易に持ち運びできることを考えると、もっと容量の少ない袋も取り揃える必要があります。

また、排出量に応じた費用負担を求めるためには、1Lあたりの料金が同じになるように、設定する必要があります。

§ 京都府下の状況

全ての自治体において、可燃ごみ、不燃ごみ共に3～5種類のサイズの指定袋を取り揃えられています。

サイズは45Lを基本に、30L、10Lの自治体が多く見受けられます。逆に、

それより大きいサイズは舞鶴市での90Lサイズのみとなっています。

大きいサイズは、大きめのごみを入れる場合には便利ですが、多く詰めると重くなり持ち運び等において、不便さも考えられます。

【京都府下のごみ袋の種類と料金】

(表-3)

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
京都市	45L(45円)、30L(30円)、 20L(20円)、10L(10円)、 5L(5円)		45L(22円)、30L(15)、 20L(10円)、10L(5円)
福知山市	45L(42円)、 30L(31.5円)、 20L(15.7円)	45L(42円)、 30L(31.5円)、 20L(15.7円)	45L(31.5円)、 30L(21円)、 20L(10.5円)
舞鶴市	90L(79円)、45L(40円)、 30L(25円)、20L(17円)、 10L(8円)		
綾部市	45L(30.8円)、 30L(20.6円)、 20L(14.4円)	45L(30.8円)、 30L(20.6円)、 20L(14.4円)	
宮津市	45L(45円)、 30L(30円)、 15L(15円)	【ビニプラ・ガラス・金属】 45L(45円)、30L(30 円)、 15L(15円)	【発砲スチロール】 45L(18.5円) 【紙・プラ容器】 45L(16円)、30L(13円)
京丹後市	45L(30円)、30L(20円)、 20L(15円)	45L(30円)、30L(20円)	
南丹市	45L(77.7円)、 30L(64.6円)、 15L(32.4円)		【ビニプラ】 45L(32.4円)
相楽東部	45L(30円)、 30L(20円)、 15L(15円)		【プラ容器】 45L(10円)

◆料金水準について

I. 排出抑制や再生利用の推進の効果

有料化によって、減量化の効果を得るためには、排出者に対して排出抑制を促す程度の料金水準にする必要があります。しかし、排出抑制への効果は、料金水準だけでなく、廃棄物の種類、排出抑制に対する排出者の意識、有料化と併せて行う施策や料

金体系の種類によって異なるため、排出抑制効果と料金水準の相関を示すことは困難であります。よって、有料化を導入されている他市の事例を参考にすることも一つの方法と考えられます。

また、廃棄物の再生利用を推進するためには、排出者に資源ごみの分別を促すため、資源ごみの排出手数料を無料若しくは安く設定することが適当と考えられます。

II. 周辺自治体における料金水準の考慮

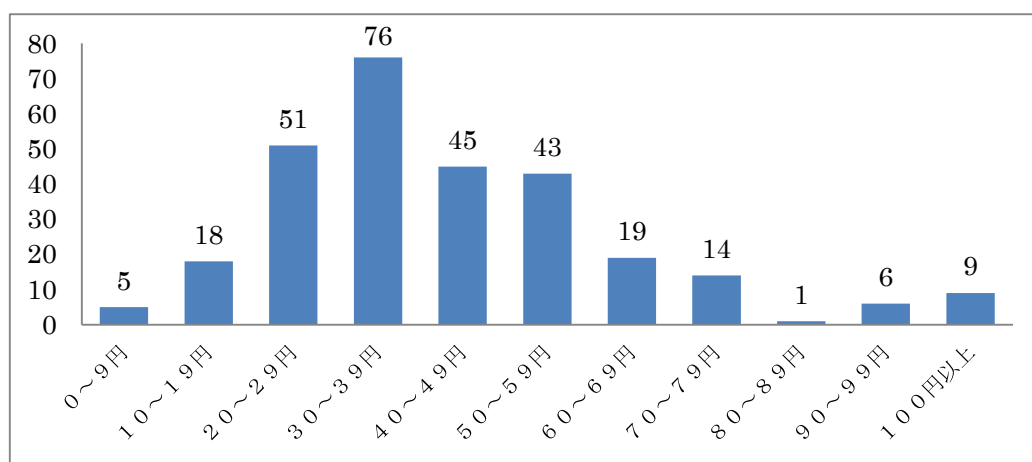
周辺自治体の料金水準と差をつける場合には、その理由や考え方を整理し、また均衡を図る場合は、有料化によって期待する効果が損なわれないか検討することも必要であります。こうした検討は、住民に料金水準を説明する観点からも重要なことです。

◎導入自治体の料金水準

有料化導入自治体の約9割で制度化されている単純比例型の自治体を対象とした調査結果（40～45L可燃ごみ袋を対象）では、30円台がもっとも多く全体の約25%を占めています。その他、20円台、40円台、50円台も多く20円～50円台で全体の75%になります。

《料金水準の分布》

(図-3)



(出典：一般廃棄物有料化の手引き 環境省)

§ 京都府下の状況 (表-3)

京都府下7市の45Lの可燃ごみ袋については、30円台（2市）40円台（4市）70円台（1市）という状況であります。

また、不燃ごみについては、可燃ごみと同じ料金水準ですが、資源ごみについては、全ての市で可燃ごみより低額に設定されています。

なお、近隣の相楽東部3町村（笠置、和東、南山城）では、45Lの可燃ごみ袋を30円で設定されており、資源ごみ袋については10円となっています。

Ⅲ 有料化導入後の取り組みについて

◆料金収入の使途と市民等への還元について

有料化によって得られた収入について、有料化の運用に必要な経費の他、適切な使途を定め透明化をする必要があります。なお、有用化による収入は、一般廃棄物の排出抑制や再生利用等のごみ減量化対策の推進に資する使途に限定した特定財源として定めることで、市民に対して有料化への理解を深め、排出抑制への意識を高めることが期待できます。

なお、他市での事業等を確認しましたところ、本市でも既に実施しているものもありますが、有料化導入後は有料化による収入を充てることと、また新たな事業も取り入れることで更にごみ減量化対策の充実を検討していきます。

§京都府下の状況

- ・資源ごみ集団回収事業
- ・環境施設（ごみ処理施設、再資源化施設等）見学会
- ・有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業
- ・防鳥用ネット貸出事業
- ・不法投棄監視カメラ等の貸出事業
- ・太陽光発電システム等の設置助成事業
- ・子どもを対象とした環境推進事業
- ・リサイクル教室の実施
- ・リサイクルプラザの運営
- ・生ごみ処理機の購入補助
- ・ポイ捨て禁止啓発看板の作成、配布
- ・不法投棄パトロールの実施

《参考 木津川市におけるごみ減量施策に用いた経費（千円）》 （表－４）

施策の内容	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
資源有効利活用設置整備補助金	738	880	739
リサイクル研修ステーション管理運営事業	7,054	9,221	9,005
古紙回収団体補助金	13,525	12,885	12,164
不法投棄対策	1,250	1,284	1,275
アダプトプログラム活動	317	329	312
合 計	22,884	24,599	23,495